

廃棄物取扱いの7箇条

1. 環境保全を図ることは自分自身の生命を守ることと同義である。
2. 生活廃水、実験廃液など廃棄物の最終責任は排出者自身が負わねばならない。（1－3）
3. 生活廃水は一般流しに流す。（2－1）
4. 有害物質（1－1. 表－2（P 2））を含む実験原廃液及び一次洗浄廃液は個別処理かまたは指定された容器に分別貯留（別表第1（P33））する。（2－2. 2－3. 2－4. 図－3（P14））
5. 二次以降の洗浄廃水は、その排出量を必要最小限となるように留意して、実験廃水流しに流す。（2－2. 2－6. 2－7）
6. 有害物質を含む固体の実験廃棄物は実験室に保管する。（2－5. 2－8）
7. 廃液の取扱いに関して系（またはセンター）の取扱管理責任者（3－2. 別表（P30））の指示を受ける。（1－4. 図－1（P 7））